

稲沢市都市と緑のマスタープラン策定検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市都市と緑のマスタープラン策定検討会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑のマスタープラン」という。）を策定するため、稲沢市都市と緑のマスタープラン策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) 緑のマスタープランの策定に関すること。
- (3) その他都市計画マスタープラン及び緑のマスタープランに関すること。

(組織)

第4条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、都市計画マスタープラン及び緑のマスタープランの策定が完了した日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 検討会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は副市長をもって、副会長は建設部長をもって充てる。

3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 検討会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

別表（第4条関係）

副市長
市長公室長
総務部長
福祉保健部長
経済環境部長
建設部長
上下水道部長
教育委員会教育部長